**解散公告（第二回）**

当基金は、平成二十五年十一月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

神戸市兵庫区下沢通三丁目四番二五号
兵庫県管工事業厚生年金基金
代表清算人　髙井　史郎

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十月二十八日開催の集会の決議により平成二十五年十月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

和歌山市湊通丁南一丁目三番地一
ル・シャトー真砂管理組合法人
清算人　見澤　資規

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

広島県山県郡安芸太田町大字小板字深入山
五三八番地の二　財団法人小板振興会
代表清算人　見浦　和弥

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

高知県高知市丸ノ内一丁目七番五二号
財団法人高知県競馬施設公社
清算人　村山　龍一

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十一月十八日開催の社員総会の決議により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

岩手県盛岡市津志田町二丁目一番一一号
社団法人岩手県農業機械協会
清算人　高橋　豊

**解散公告（第三回）**

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十一月二十五日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

山形県村山市楯岡五日町一五番三八号
財団法人五日町児童遊園愛護会
代表清算人　大山勝太郎

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十一月七日開催の臨時総会の決議により平成二十五年十一月十四日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

福島県郡山市堂前町五番二一号
財団法人郡山市金透記念館保存会
代表清算人　福内　一浩

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

千葉県八千代市村上一六四三番地
社団法人八千代市私立幼稚園協会
代表清算人　廣見　宣夫

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

東京都新宿区四谷四丁目一番地　細井ビル
財団法人クレイム研究会
代表清算人　廣田　富男

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

東京都千代田区六番町七日林協会館内
財団法人林学会
代表清算人　酒井　秀夫

**解散公告（第三回）**

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

東京都千代田区外神田二丁目一四番一〇号
寿土地建物株式会社第二電波ビル
財団法人廣瀬育英会
代表清算人　廣瀬美智俊

**解散公告（第三回）**

当法人は、寄付行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

東京都品川区大崎一丁目六番一号
財団法人辻アジア国際奨学財団
清算人　辻　信太郎

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十月二十一日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

岐阜県海津市海津町瀬古二四五番地
宗教法人安立寺
清算人　森　大鳳

**解散公告（第三回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

大阪府高槻市山手町二丁目一番一号
財団法人大阪青少年育友会
代表清算人　魚井　啓瑞

**解散公告（第三回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

神戸市中央区花隈町三番二八号
財団法人黒住教神戸一誠会
代表清算人　杉島威一郎

**第64期決算公告**

平成25年12月9日
埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目3番20号
**株式会社須原屋**
代表取締役　高野　隆

**貸借対照表の要旨**（平成25年8月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,232,985 |
| | 固定資産 | 777,622 |
| | 合計 | 2,010,607 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 600,325 |
| | 固定負債 | 134,419 |
| | 株主資本 | 1,275,863 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 剰余金 | 1,265,863 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 1,263,363 |
| | （うち当期純利益） | (5,783) |
| | 合計 | 2,010,607 |